

# 「地域教育」の推進と学校との連携について

( 提 言 )

平成 23 年 (2011 年) 2 月

第 7 期葛飾区社会教育委員の会議

# 目 次

はじめに	1
1 「地域教育」の考え方	3
(1) 「地域教育」の意義と必要性	
(2) 「地域教育」の概観	
(3) 本会議における「地域教育」の考え方	
2 葛飾区地域教育施策の現状	5
(1) 学校地域応援団	
(2) 学校評議員制度	
(3) 中学校部活動地域指導者制度	
(4) 中学生の職場体験事業	
(5) 放課後子ども事業	
(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	
3 葛飾区地域教育施策の成果と課題	12
(1) 学校地域応援団	
(2) 学校評議員制度	
(3) 中学校部活動地域指導者制度	
(4) 中学生の職場体験事業	
(5) 放課後子ども事業	
(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業	
4 葛飾区地域教育施策への提言	18
おわりに	20
用語解説	22
資料編	
○ 第7期社会教育委員の会議の協議テーマについて	
○ 第7期社会教育委員名簿	
○ 第7期社会教育委員の会議協議経過	

※ 本文中に\*印が付いている用語は、「用語解説」をご参照ください。

## はじめに — 子どもは大人の姿をみて育つ —

私たち第7期社会教育委員の会議は、葛飾区教育委員会から協議依頼のあった“「地域教育」の推進と学校との連携について”というテーマを受け、2年間にわたって検討を重ね、今回これを取りまとめましたので提言いたします。

提言にいたる経緯を簡単に報告します。

初年度の平成21年度は「地域教育とは何か」ということの共通理解をはかり、また葛飾区のすぐれた実践から学びました。協議依頼テーマについて教育委員会の説明や東京都教育委員会の「地域教育」の考えを聞き、学問的な背景なども学びました。その結果、「地域教育」の考え方の中核に「人と人との絆」があることを共通理解として持ちました。

後半は、「学校評議員制度」「学校地域応援団」「学校図書館ボランティア」「わくわくチャレンジ広場」「青少年育成地区委員会」など、すでに葛飾区で実践されている活動について、特色のある活動をなさっている方々を招き、話を伺いそれに委員が質問する形で理解を深めていきました。

それらを踏まえ、提言に盛り込む内容の検討をおこないました。協議の結果、今回は学校との関連の深い地域教育施策に絞って提言することとし、「学校地域応援団」「学校評議員制度」「中学校部活動地域指導者制度」「中学生の職場体験事業」「放課後子ども事業」「『子どもを犯罪から守る』まちづくり活動支援事業」の6つの施策を取りあげることとしました。

2年目の平成22年度は、起草委員会を立ち上げ、そこである程度内容をつめたところで、全体の会議にはかかるという形式で進めました。起草委員会には起草委員以外の委員にも積極的に参加をしていただき、意見交換をはかりつつ進めました。提言書の大きな枠組みとしては、葛飾区の地域教育施策の現状をしっかりとおさえ、その上でその成果と課題を論じ、提言することとしました。具体的には、各起草委員と事務局が担当箇所原案を提出し、それにもとづいて議論をして、後日修正案を提出して、再び協議するというかなり丁寧なサイクルを踏みました。

そのようなプロセスを経て、今回の提言に至りました。この提言は主として行政の方たちに向けられたものですが、一方で私たち社会教育委員は、これらの活動に関係している区民の皆さんはもちろんのこと、そうでない区民の皆さんにもお読みいただき、葛飾区の「地域教育」の現状と特色を知り、これからの子どもたちをどう育てるか、自らの自己成長をどうはかるか、地域のコミュニティのあり方や学校との連携等々について、まずは家族や身近な仲間と話し

合いをしていただければと思っています。

それらについて大人同士が話し合い、協働する姿をみて、子どもたちは次世代の大人へと育っていくのではないのでしょうか。つまり子どもは大人の姿を見て育つと言えます。

最後に、一人ひとりのお名前をあげることはしませんが、本提言をまとめるにあたってご協力をいただいた皆様に心からお礼を申し上げます。

また、教育委員会においては、本提言の趣旨を十分に踏まえ、「地域教育」の振興に一層取り組まれることを期待します。

## 1 「地域教育」の考え方

### (1) 「地域教育」の意義と必要性

近年、「地域教育」の必要性が強調されるようになった直接的な要因は、平成18年の教育基本法改正にあります。昭和22年に制定された旧法にはなかった条文の一つとして、新たに加えられたのが「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」をうたった第13条であり、その条文は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」となっています。

これをうけて平成20年に社会教育法が改正され、第3条の3に「国及び地方公共団体は、(中略)社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」という文言が加えられています。

東京都では、こうした状況のなかで第7期生涯学習審議会に対して「新しい教育基本法の下で東京都が取り組むべき社会教育施策の在り方について」を諮問しました。この審議会の中心的な検討概念が「地域教育」であり、答申においてそのイメージを次の4点にまとめています。

- ① 従来の学校教育、社会教育の枠を越えて、両者をつなげる新しい教育活動が生まれている
- ② 異世代間、異文化間、障害のある人・ない人の間など、立場の違う人間同士の交流を活発にし、そこから多様な学習が生まれている
- ③ 地域づくり(まちづくり)を目指す活動や対話を通じて人びとの成長がもたらされている
- ④ 自然体験、社会体験、奉仕体験など各種体験活動を通じた学びが生まれている

葛飾区も、平成20年に策定した「葛飾区生涯学習振興ビジョン」\*において、「第2章 取組の方向と主な施策」の中に「2 学校と地域が連携・協働し、子どもの育ちを応援します」という項目を設けています。

これからは「地域教育」の視点を踏まえた教育行政の推進が求められており、平成21年には、教育委員会事務局の組織変更によって地域教育課を新設し、地域教育推進のための課題への取組や施策の実施に効果をあげることが期待されています。

このように、地域教育推進のための法制度と組織が整えられてきました。今

後、具体的な取組を充実していくことが求められています。

## (2) 「地域教育」の概観

「地域教育」は20世紀初頭からのアメリカ新教育思想の中に、その発端を見ることができます。ジョン・デューイ（『学校と社会』、1915年）や、エドワード・オルセン（『学校と地域社会』、1947年）などが、学校と地域社会との結びつきの重要性を指摘しています。

第二次大戦後の日本の教育実践史において、「地域教育」は主に社会教育の領域から語られてきました。

なかでも注目すべき3つの波があります。

第一は、戦後改革期です。当時は、新設された「社会科」の授業内容づくりを仲立ちにしながら学校教育と地域社会とが密接な連携をとっていこうという動きが見られました。

第二は、高度経済成長期です。この時期に活発になった住民運動は、地域住民の自己教育運動という側面もあり、これが参画論として開かれた学校づくりにむすびつく可能性を持っていました。

第三は、現在まで続くポスト高度経済成長期です。すでに述べたように、今度の波は法制度上の裏付けを強く持っていることに特徴があります。「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」\*は参画論にもとづく施策の具体例です。また、通学区域制度を弾力的に運用する「学校選択制」\*も導入されました。

これを踏まえて行政の施策としての「地域教育」と、地域の人びとの自発的な自己教育活動、およびその中心的な取組の現場となる学校のおかれた状況について理解し、一体となって進めていくことが必要です。

## (3) 本会議における「地域教育」の考え方

本会議では、「地域教育」について、「地域の子どもの健やかな成長・発達のために、家庭・学校及び地域住民等が連携・協働して行う教育活動」と定義して協議してきました。

次項からは、葛飾区の地域教育施策について、その現状および成果と課題を検討し、地域教育推進のための提言へとまとめます。

## 2 葛飾区 の地域教育施策の現状

家庭・学校・地域の連携・協働により行われている教育活動にはさまざまなものがあります。行政施策として行われているものから、区民により自主的、主体的に行われている活動まであります。

ここでは「地域教育」を振興、推進するための主な行政施策について、その現状について述べていきます。

### (1) 学校地域応援団

これまで葛飾区の小中学校において、学習活動や部活動の支援、学校図書館ボランティア、体験学習の支援、芝生や花壇などの校内環境整備等、地域や保護者によるさまざまな学校支援活動が行われてきました。これらの自主的な支援活動の輪を広げるため、国の「学校支援地域本部事業」\*を活用した「学校地域応援団」事業が平成20年度から始められました。

この事業は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるもので、そのねらいとして子どもたちの教育がより充実すること、地域住民が自らの学習成果を生かす場が拡がり自己成長につながることを、地域の教育力の向上及び学校を核とした地域づくりにつながることをあげています。

学校ごとに、学校地域応援団の事業方針や協力体制を協議するため、地域の関係者や活動を支える団体、グループなどで構成する「地域教育協議会」を設け、協議会または学校長の推薦により教育長が委嘱した地域コーディネーターが、関係者との調整を行います。

「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」\*および「葛飾区生涯学習振興ビジョン」では、「学校地域応援団の推進」が主要施策に位置づけられ、学校ごとに応援団を設置し、地域、学校の実情に応じた支援活動を実施していくこととしています。

学校地域応援団の設置校は、平成23年1月現在で小学校13校、中学校5校の計18校となっています。

地域コーディネーターは、16応援団に配置されており、青少年委員が11人、学校評議員と元PTA役員が各2人、元教育委員が1人です。コーディネーターは、学校で週1回以上、学校地域応援団活動の企画、地域人材の確保、活動内容の調整などを行っています。

学校地域応援団の主な活動内容としては、校庭の芝生の維持管理、算数や家庭科等の授業のアシスタント、体験学習などの支援、学習補充教室、読み聞か

せなどの図書ボランティア、安全見回り活動、クラブ・部活動の支援など、各学校がこれまで地域との協力で行ってきた取組を基盤として、それぞれ特色ある活動を行っています。

また、学校の要請により支援活動を行うことを基本にしていますが、地域コーディネーターから学校への提案により新たな支援活動が始まる例も見られています。

学校地域応援団の設置校の拡大に伴い、平成 21 年度では延べ 6,200 人余の参加が見られ、新たに学校支援ボランティア活動に参加する方も増えています。

また、従来から学校支援活動を推進するために行われていた「学校支援ボランティア事業」への登録者数は、2,000 人余となっています。同様に「学生ボランティア事業」への登録者数は、約 270 人となっており、両事業の登録者数は増加傾向にあります。

今後、学校地域応援団事業の拡大を進めていく中で、「地域の教育力の向上」や「学校を核とした地域コミュニティ形成」に向けた地域による学校支援活動の将来像を明らかにしていく必要があります。

## (2) 学校評議員制度

学校評議員制度は、地域住民等の学校運営への参画のしくみを制度的に位置づけるものとして、学校教育法施行規則の改正(平成 12 年 1 月)により導入されたものです。

葛飾区では、この改正を受けて「葛飾区立学校の管理運営に関する規則」により必置制とし、「葛飾区学校評議員設置要綱」を策定し、平成 13 年度から学校評議員を委嘱しました。同設置要綱では、学校評議員は、校長の推薦で教育委員会が委嘱するものとし、人数は各校 5 人程度としています。その役割は、校長の求めに応じ学校の経営方針や教育活動、生徒・児童の指導、地域との連携協力、教育計画などに関することについて意見を述べ、校長はその意見を参考に学校経営を行うものとされています。

学校評議員一人ひとりがそれぞれの責任において意見を述べるとされていますが、学校長の判断により、学校評議員が一堂に会し、意見交換する「学校評議員会」等を開催する方法で対応している学校が多くなっています。

評議員数は、平成 22 年 12 月 1 日現在、区立幼稚園、区立小・中学校全部で 525 人となっています。内訳は、PTA 役員経験者等 173 人、青少年育成地区委員会や青少年委員、子ども会育成会関係者 115 人、民生・児童委員、保護司 89 人、自治町会関係者 87 人、同窓会関係 10 人、その他関係者などが 51 人と

なっています。

平成 17 年 3 月に学校評議員を対象に行った調査では、7 割近くの評議員が、「校長は、学校評議員制度を活用している」と肯定的に受け止めています。また、7 割を超える評議員が「学校評議員制度が地域と学校を結びつける一助になる」と回答しています。

その後、平成 20 年度には、「学校自己評価」と「学校関係者評価」が開始され、学校評議員の役割に学校評価に関することが加わりました。多くの学校では、学校関係者評価委員を学校評議員が兼任することになりました。

### (3) 中学校部活動地域指導者制度

中学校部活動への地域の方々など外部指導者の導入は、葛飾区では平成 14 年度から始まりました。

中学生の時期は、体力、体格、人格、趣味、特技、社会性、自主性等、様々な面で成長が著しく、部活動は、こうした成長に大きな役割を果たしています。しかし、少子化に伴う学級数の減少による教員数の減少や人事異動により部活動の指導を引き継ぐ教員がいなくなることが、部活動を維持していくうえで大きな課題となっていました。

そこで、第 1 期社会教育委員の会議の助言「学校と地域の新たな連携と地域指導者の在り方について」を受け、行政、学校、関係団体による「部活動検討委員会」が設けられました。そこでの検討を経て、平成 14 年度から地域の方が部活動を指導する「中学校部活動地域指導者制度」が始まりました。

地域指導者制度には、部活動の技術指導の補助を行う「地域技術指導者」と中学校長が定める部活動の顧問の業務及び技術指導を行う「地域顧問指導者」を設けました。特にこの「地域顧問指導者」は、教員の異動等により顧問教員の確保ができず、部活動の継続が困難な場合などに配置するもので、全国的に見ても先駆的なものです。地域顧問指導者の設置にあわせ、葛飾区内の大会では、地域顧問指導者であっても引率可能としています。また、昨今東京都大会においても大会要綱で地域顧問指導者による引率を認めている場合は、学校長の判断により引率可能としています。

地域顧問指導者および地域技術指導者とも、学校長の推薦により教育委員会が委嘱しています。

地域顧問指導者は月 10 日以上、地域技術指導者は年 240 時間までの配置が基準となっています。

平成 23 年 1 月現在、地域顧問指導者は 32 人で、24 校中 23 校に配置されて

います。運動系の部活動では、バスケットボール6人、野球4人、剣道3人、卓球、柔道、ソフトボール、バレーボール、サッカーが各2人、ソフトテニス、陸上競技が各1人の計25人となっています。文化部系の部活動では、吹奏楽が6人、音楽が1人の計7人となっています。

地域技術指導者は98人で、運動部系では、野球、ソフトテニス各11人、バスケットボール10人、サッカー8人、卓球5人、剣道が4人、文化部系では吹奏楽17人などが主なものとなっています。

## （４）中学生の職場体験事業

異年齢の人達との交流や社会参加体験の減少により、子どもたちの社会性の不足、人間関係や連帯感の希薄化、規範意識の低下などが指摘されています。

また、先行き不透明な社会の中でフリーター志向の広がりや就職後の早期離脱やニート問題など、若者のモラトリアム傾向が見られ、働くことの意義や目的を見出せない若者が増えてきています。

このため、葛飾区では中学生に望ましい社会性や勤労観、職業観を育成するために「中学生の職場体験」事業が行われています。以前は1日～3日程度の実施がほとんどでしたが、平成18年度に奥戸中学校、堀切中学校、葛美中学校の3校がモデル校となり、初めて5日間実施されました。平成19年度には5校、平成20年度には全24校と拡大されてきました。

5日間、学校を離れ地域の商店や企業・事業所、保育所や図書館などの公的施設などで実際の仕事を体験します。

職場体験の効果としては、保護者や地域の方々の「キャリア教育」\*への理解の促進、また家庭にとっては働くことの尊さについて家族で会話する機会になること、事業所や地域にとっては、職場の活性化や企業価値の向上、さらには子どもたちの地域へ理解の促進などもあげられます。

平成21年度には、2,738人の生徒が965事業所で職場体験をしました。

職場体験受入事業所の確保は各学校が中心となって行っています。子どもたちの地域への愛着の醸成や子どもたちの学びを地域で支えるという観点から、身近な地域での職場体験先の確保が望まれます。しかし、5日間受け入れることができる事業所の確保には困難が見られています。

教育委員会広報紙「かつしかのきょういく」では、受け入れていただいた事業所先を一覧で掲載し、協力への感謝を広報しています。

平成24年度から実施の中学校学習指導要領\*では職場体験が記載され、「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」では5日間の職場体験活動が明記されていま

す。学校、家庭、受入事業所、地域が一体となって取り組むことで大きな効果を得ることができる事業です。

### (5) 放課後子ども事業

葛飾区では、放課後を中心に小学校施設を活用して「わくわくチャレンジ広場」という親しみやすい名称の放課後子ども事業を、区民との協働・連携事業として実施しています。

子どもを狙った事件の増加や学校週5日制など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、安全面に配慮した中で、思い切り体を使って遊び学べる「安全で楽しい居場所」として、国の「放課後子ども教室推進事業」\*に先駆け、平成14年9月に小学校3校で開始し、平成18年6月には全小学校49校での実施となりました。

事業の目的としては、放課後や土曜日、学校休業日において小学校施設を活用し、遊びや学習、文化・スポーツ活動、体験活動等を通して、異学年の児童や地域の大人との交流を図り、児童の自主性や社会性・創造性を育むなど、児童の健全育成に寄与するとともに、これらの活動を地域の人材が支援する仕組みを作り、地域の教育力の向上を図ることとしています。

葛飾区の放課後子ども事業の特徴としては、学校ごとに地域代表者からなる運営委員会で基本的な運営方針を定め、日々の活動は、地域の「児童指導サポーター」（以下「サポーター」という。）で運営していることです。

運営委員会は、自治町会や青少年育成地区委員会、民生・児童委員、青少年委員、体育指導委員、PTA、学校などで組織され、活動内容や活動時間、対象児童の学年などの基本的な運営方針の決定、サポーターの確保を行っています。活動時間や実施日、内容、対象学年などは、各地域や学校の実情に応じ決めており、それぞれ特色ある活動を展開しています。

日々の活動は、運営委員会から推薦されたサポーターの方々が、放課後、メインルーム・校庭・体育館での子どもたちの見守りを交代で行っています。原則として1日、6人が従事しています。サポーターの登録数は、1校あたり平均25人～30人、区全体で約1,400人となっています。毎月、サポーターによるスタッフ会議を行い、翌月の予定や活動に関する確認、子どもへの指導等について情報交換や協議を行っています。また、サポーターの指導力の向上を図るため、全サポーターを対象とした独自の研修やスポーツ講習を実施するとともに、かつしか区民大学\*とも連携し「子どもボランティア総合講座」等のサポーターに役立つ講座を実施しています。

わくわくチャレンジ広場の対象学年は、当初は4～6年生がほとんどでしたが、経験を積み重ね、徐々に対象学年を拡大し、全学年対象が6校、2～6年生対象が2校、3～6年生対象が19校、4～6年生対象が22校となっています。また、児童の登録率は、平成21年度末で84%と徐々に増加していますが、参加率は18パーセント前後で変わらず、子ども1人当たり週1回程度の参加となっています。

活動内容としては、自由遊びが基本ですが、平成20年度からは新たなプログラムとして、学習・文化・スポーツ活動をモデル校で導入し、わくわくチャレンジ広場の魅力を高めるとともに、児童の学力問題などの教育課題にも配慮しながら事業を展開しています。

## (6)「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業は、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たない中、大人のまなざしと地域の力で子どもたちの生活環境を安全なものにしていくために、平成14年度から開始されました。

平成21年度までに、自治町会や青少年育成地区委員会のバックアップのもと、これまでに48校のPTAが取組を進め、地域的には一部取組空白地域はあるもののほぼ区内全域に「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動の輪が広がってきています。

この事業は、「街の中の犯罪を誘発する環境的要因を改善する取組を通し、住民自身の手によるまちづくり活動へと発展していく」ことを目的にPTA等の団体を主な対象として実施されてきました。

具体的な内容としては、次の3つのステップで進められています。

- ①学校とPTAが連携し、子どもたちへのアンケートを通して犯罪被害の実態を把握し、「犯罪危険地図」を作成します。
- ②自治町会や青少年育成地区委員会などと共に犯罪危険個所の点検活動を行い、犯罪の発生要因とその防止対策を考え、環境改善計画を作ります。
- ③環境改善計画をもとに地域の関係団体や公園、道路、警察などの関係行政等と協議し、協働して犯罪を防止するための対策を実行します。

PTA等によるこの取組が効果的に行われるように、区は取組の進め方などについて学習会の開催、活動相談、マニュアルの作成配布、アンケート用紙、学区の白地図などの必要物品の提供などを行っています。また青少年委員会「子ども・安全・まちづくり部」と、この取組を支援するために結成された「子どもを犯罪から守るまちづくり推進会」の協力を得て、学習会の運営や取組団

体の活動に沿った具体的な助言や支援が行われています。

この支援事業が開始されてからすでに9年が経過しましたが、区公園課や道路補修課、警察など関係行政機関との連携・協力により、公園の見通しを良くするための樹木の剪定、街路灯の新設・照度アップなどの改善が図られてきました。さらには、公園の遊具などを子どもたち自身の手でペイントする取組を、PTA、地域、学校、公園課が協働して実現する事例や犯罪予防から発展し、商店街に人が集る仕組みと自転車事故防止の面から、商店街通路にベンチを設置した事例も出てきています。

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動を契機にPTAと自治町会や青少年育成地区委員会などが連携を深める動きもみられ、地域ごとに様々な防犯活動が進められています。「防犯連絡協議会」のような新たな横断的な地域組織を立ち上げる動きもあり、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくり活動へとつながる事例が増えてきています。

### 3 葛飾区の地域教育施策の成果と課題

#### (1) 学校地域応援団

保護者や地域の方々による自主的な学校支援活動は従来から行われていましたが、葛飾区の「教育振興ビジョン(第2次)」および「生涯学習振興ビジョン」において「学校地域応援団の推進」が位置づけられてきたのには理由があります。事業の目的にある「地域全体の教育力の向上」には、子どもたちの教育の充実のみならず、活動の担い手である保護者や地域住民の自己成長への期待も込められており、それが学校を核とした地域づくりとして結実することがねらいとされているからです。つまり、学校地域応援団事業はこれまでの活動を統合する「地域教育」の中軸をなすものなのです。

これを実現するためには、大きく2つの課題があります。

第一に、地域コーディネーターの育成と配置です。

地域コーディネーターは、学校地域応援団の活動が活発になるにつれて学校と地域双方の主体性発揮に対する深い理解が必要となり、求められる調整能力は高いものとなっていきます。企業やNPO、大学等との連携をも視野に入れば、地域コーディネーターの重要性はますます明らかです。

そのため、地域コーディネーターの委嘱および処遇のあり方とともに、力量を高めるための研修等の環境整備の充実が求められています。

また、学校地域応援団活動の充実のため、学校の独自性を尊重しながらも、各応援団に地域コーディネーターを配置していくことが望まれます。

第二に、学校内に地域コーディネーターの事務並びに応援団の作業、打ち合わせなどにも利用できるスペースを確保することが望まれます。現状の学校施設の中で専用スペースを確保することには困難さがありますが、応援団活動以外の地域住民による学校支援活動や子どもの育成活動との共同利用も視野に設置を検討することが求められます。

さらに、教育行政内部の連携、有機的な繋がり必要性があげられます。学校地域応援団の活動内容を見ると教育委員会事務局指導室の所管事業と関連しあう活動が多くあります。活動の実効性を上げるための学校への働きかけや、活動のサポートをしていくために、指導室と地域教育課とが協力、連携をさらに進めていく必要があります。

## (2) 学校評議員制度

学校評議員制度は、地域住民の学校運営参画の仕組みとして導入されましたが、導入直後の学校現場では戸惑いがありました。それは、「開かれた学校」を目指しながら、それまで学校にはそれを推進する組織・仕組みが十分ではなかったからに他なりません。

しかし、設置から10年が経過して、学校現場では学校評議員制度は違和感なく受け入れられるようになりました。その理由として、学校評議員に地域や関係機関の代表者、PTA役員のOB・OG等、学校と日頃から密接にかかわっている方々が多いことがあります。

葛飾区学校評議員設置要綱には、校長の求めに応じて意見を述べる事項として次の7つを規定しています。学校の経営方針に関すること、教育活動に関すること、生徒児童の指導に関すること、地域との連携協力に関すること、学校評価に関すること、教育計画の取組に関すること、その他校長が必要と認めることです。いずれの項目も学校経営にとって重要なものです。今後、学校評議員制度には一層の期待が持たれます。

課題としては次のようなことがあります。

第一は、学校評議員と学校の連携の強化です。学校評議員の方々は学校と密接な関係を持つ方々ですが、具体的な学校教育の資料を継続的に周知することが大切となります。各学校でも、行事通知や学校便り等を届けるとともに、基礎的なデータを説明し、疑問に答える必要があります。

第二は、様々な教育改革の中での学校評議員制度の充実についてです。例えば、「学校評価に関すること」という意見交換の内容が、学校評価制度\*導入で具体化されてきたことがあげられます。学校評議員の方々の多くが、学校関係者評価委員になっている状況が見られます。葛飾区では、学校関係者評価委員に学校評議員のほかに保護者、地域住民、他校の教職員等をもって構成するとなっています。荒川区では、「学校関係者評価委員会は、各校の学校評議員及び学識経験者1名をもって構成する」と積極的に学校評議員と学校関係者評価委員の兼任を推進しています。

また、現在、葛飾区にはありませんが、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が導入された場合には、多くの地域では、学校評議員制度が学校運営協議会に一本化されています。

「開かれた学校」という言葉が使われて、約20年がたちました。その間、様々な制度や改革がなされ、学校も様々な努力を重ねてきました。その結果、「開かれた学校」づくりが進展しましたが、十分とは言えません。「開かれた学校」実現のためには、今後も学校・家庭・地域の連携が必要です。そのためにも、学

校評議員制度が一層充実した、意義のあるものになるために、役割明確化や効率的な組織運営についてさらに検討していく必要があります。

### (3) 中学校部活動地域指導者制度

部活動地域指導者制度により、多様な部活動が継続可能となり、中学生の希望に対応できるようになりました。また、地域指導者と生徒との交流が学校外でも見られ、健全育成の上でも効果がみられます。

この事業を維持発展させるための土台には学校長・教員と地域顧問・技術指導者との密な連携が大切です。そのためには学校側の理解と協力が欠かせません。それらを踏まえた上で、さらに次の3つの課題解決が求められます。

第一に、地域顧問・技術指導者の増員、指導体制の充実です。

中学校学習指導要領で、平成24年度から部活動を「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と明確に位置づけられたことへの対応です。地域指導者の増員、指導体制の充実のための地域教育課、学校、顧問指導者による連絡会等の設置が必要です。

第二に、地域顧問・技術指導者の委嘱、解職も含め導入、活用するにあたってのルール化と学校との信頼関係の構築です。そのためには、部活動は教育活動の一環であるという共通認識と相互理解協力が欠かせません。また、学校側の取組として、教員・生徒・保護者への部活動指導者制度の周知も大切です。

第三に、年度ごとの教員の人事異動に対応し、地域顧問・技術指導者の速やかな配置です。これは、教員の人事異動により地域顧問・技術指導者が必要になった場合に、速やかに指導者を確保し、配置するための体制の問題です。

葛飾区の中学生のために部活動の活性化は不可欠です。部活動発展維持のためには、この中学校部活動地域指導者制度は重要なものです。

### (4) 中学校の職場体験事業

現在、区立中学校全校で2年生の職場体験5日間が実施されています。

職場体験事業は体験活動を通して、社会性や人間性、帰属感や自己肯定感を育成し「豊かな心の育成」を目指す狙いがあります。また、1年の職場訪問、2年の職場体験・上級学校調べ、3年の上級学校訪問という流れの中での「進路指導・キャリア教育」のねらいがあります。さらに、将来の目標や志、学ぶ意欲の向上等を通しての「確かな学力の定着」の基礎づくりという側面もあり

ます。

5日間の職場体験をした子どもたちからは、「職業について考えるきっかけになった」「働くことの厳しさを実感することができた」など、仕事への知識や体験先の方々と人間関係が深まったことや、働くことの喜び、厳しさなどについての感想がみられます。また、不登校傾向の生徒が職場体験を契機に登校するようになったとの事例もあります。

生徒、保護者、事業者へのアンケートや聞き取りでも、職場体験事業への肯定的な意見が多く聞かれます。

平成24年度から実施の中学校学習指導要領でも、総則において「家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるように配慮しなければならない」と記述されています。職場体験事業の持つ意味は大きいといえます。

今後に向けて、社会情勢の変化等による5日間にわたる体験の受け入れが困難な状況への対策の検討、学校におけるマナー等の指導を含め事前事後指導の充実、学校間連携のあり方等について総括する必要があります。また、保護者・地域の理解協力を高める工夫、受け入れ先の確保における商工関係行政や教育行政のリーダーシップ、学校・家庭・地域の連携充実などをいかに高めるかといった課題があります。

具体的には、葛飾区内の受け入れ事業所の確保とともに、区外の受け入れ事業所の開拓を進めることも必要です。また、キャリア教育における小中高の連携についての研究を進めることも大切になります。

その際、学校への行政・地域からの応援が今以上に必要になります。また現在、学校地域応援団の取組が進められていますが、職場体験活動の受け入れ先確保や調整などに、地域の実情に精通している学校地域応援団地域コーディネーターの果たす役割が注目されます。

## (5) 放課後子ども事業

放課後、子どもたちのために安全で、思い切り遊べる居場所を提供しようと始められた「放課後子ども事業」も、平成18年6月の区内全小学校での実施以来、すっかり定着してきました。この通称「わくわくチャレンジ広場」の事業は各学校のサポーターによる創意工夫あふれる活動を通して、子どもたちと地域の大人との新たなコミュニティを形成してきています。また、「わくわくチャレンジ広場」の広がりには地域住民が共同して、地域の学校で学ぶ児童を見守る

うという意識を高め、地域における教育力の向上や児童の安全確保にも大きく寄与しています。しかし、この事業の普及によるいくつかの課題がクローズアップされてきています。

第一に、対象学年の拡大による低学年児童の参加は、子どもの活発な活動に対応し、安全確保のためにもサポーターの体力や瞬発力が求められてきています。多くの学校でサポーターがある程度固定化して、刷新が図られていない現状を考えるとサポーターの緩やかな若返りが一つの課題となってきます。また、今後、自由遊びに加えて学習・文化・スポーツ活動を導入していくことを考慮すると、アドバイザー的要素を持った指導者の新たな層の確保も必要となります。そのためにも、今後は団塊世代の退職者、現役の保護者、中高生など多様な世代が「わくわくチャレンジ広場」を支える仕組みづくりを検討していく必要があります。さらに、指導、支援にあたるサポーターの力量を高めるために、様々な研修や講習会の機会と人材発掘の場として「かつしか区民大学」など、子どものためのボランティア養成事業等との連携をより一層深め、研修活動を充実していくことが大切となります。

第二に、この「わくわくチャレンジ広場」とPTAの関わりが深められていないという点です。発足当時から行政と地域が一体となって取り組むというイメージが強かったため、学校やPTAとの連携という視点が弱かったと考えられます。今後は、地域と学校とのパイプ役を果たしているPTAとの連携を積極的に取り入れていくことが大切になります。子どもたちを中心に据えて、地域と保護者との協力関係を強化し、学校の理解、協力も得ながら、「わくわくチャレンジ広場」事業を盛り上げていくことが求められてくると考えられます。

第三に、低学年の参加により「わくわくチャレンジ広場」の開始時間が早まるため、低学年の活動場所となるメインルームの確保が絶対条件となります。各学校の実情にもよりますが、教室数の不足によりメインルームの固定化が困難になるという実態も大きな問題となってきています。

## (6)「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業の特徴は、PTAや青少年育成地区委員会等の取組団体のメンバーが「子どもを犯罪から守るまちづくり講座」に参加することを通じて、犯罪防止についての考え方や手法を学び、自分たちの地域の犯罪被害の実態を知り、改善計画をたて、さらに可能な対策を実行することにあります。PTAや青少年育成地区委員会等が単独でこれらすべてを自前ですることは大変困難ですが、行政や青少年委員会、「子どもを犯

罪から守るまちづくり推進会」等の適切な支援を受けることによって、十分取り組み可能となっているところが、優れた点と考えられます。

これまでの成果としては以下の3点があげられます。

第一に、平成14年度から9年が経過し、自治町会や青少年育成地区委員会のバックアップのもと、平成21年度までに小・中学校73校中、3分の2の48校のPTAが取組を進めたことは大きな成果で、「葛飾区の文化」として根付きつつあるといえます。

第二に、ハード面、ソフト面での環境改善の成果が見られます。ハード面では、自治町会や関係行政機関とPTAとの連携・協力により、立て看板の設置、公園の見通しをよくするための樹木の剪定、街路灯の新設・照度のアップ、安全に配慮した公園トイレの改修、あるいは子どもと共に公園のペイントを行うなどの改善が図られてきました。

ソフト面では、地域住民による組織的あるいは自発的な登下校時の見守り活動や、「子どもを犯罪から守る」推進団体のような新たな横断的な地域組織を立ち上げる動きなども見られます。

このようなハードとソフトの両面から子どもたちの地域環境を安全なものにしていく地域住民の主体的な取組を通して、地域住民相互の子育てのコミュニティが育ってきています。

第三に、このような取組の効果もあり、3年ごとに実施される子どもたちへのアンケートでは、犯罪被害率の減少がみられています。

一方、今後の課題として以下の2点が指摘できます。

第一に、活動の継続性と発展性の問題です。区内で取り組む地域も増えてきていますが、アンケートやワークショップを1回実施して、その後継続せずに終わっているところも見られます。継続していくことで、新たな課題に対応でき、被害の減少にもより効果が期待できます。また、子どもを守りたいという地域の様々な個人・団体が繋がり、継続的・日常的に子どもや地域の安全について考え、取り組む関係に発展する可能性を秘めています。そのような地域も見られるようになって来ています。そこには様々な困難もありますが、どのような困難がありそれを如何に解決しようとするか、を取組団体等が知恵を出し合い、行政がそれをバックアップする段階にきています。

第二に、東京都のすすめる「地域安全マップ」の取組との違いについての理解不足があげられます。「地域安全マップ」の取組が、子どもへの安全教育であるのに対して、この活動は子どもの声を聞きながら、保護者や地域の大人が子どもたちを守るために行うまちづくり活動です。両者の違いを理解した上で、この「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が全地域で継続的に取り組まれるように働きかけていく必要があります。

## 4 葛飾区の地域教育施策への提言

以上の議論を踏まえ、「地域教育」の推進と学校との連携について、次の通り提言をします。

### (1) 学校地域応援団

- ① 学校地域応援団の活動が活発になるにつれ、地域コーディネーターは、学校と地域双方の主体性発揮に対する深い理解が必要となり、求められる調整能力は高いものとなります。そのため、地域コーディネーターの委嘱および処遇のあり方の検討とともに、力量を高めるための研修等の環境整備の充実が求められます。
- ② 学校地域応援団活動の充実のためには、各学校の独自性を尊重しながらも、地域コーディネーターを配置していくことが望まれます。
- ③ 学校内にコーディネーターの事務や学校地域応援団活動のためのスペースを確保することが望まれます。

### (2) 学校評議員制度

- ① 学校の様々な情報提供を積極的、継続的に行い、学校評議員と学校との連携の強化が求められます。
- ② 学校評価制度の導入など様々な教育改革の中での学校評議員制度の充実についての検討が求められます。

### (3) 中学校部活動地域指導者制度

- ① 平成 24 年度から実施の中学校学習指導要領における部活動の教育活動の位置づけに対応した地域顧問・技術指導者の増員、指導体制の充実が求められます。またそのための関係者による連絡会等の設置が必要です。
- ② 地域顧問・技術指導者の委嘱、解職も含め導入、活用するにあたってのルール化、地域指導者と学校が、「部活動は教育活動の一環である」という共通認識を持ち、両者の信頼関係を構築することが求められます。
- ③ 教員の人事異動により地域顧問・技術指導者が必要になった場合に、速やかな配置が可能となるように関係課間の連絡調整が求められます。

## (4) 中学生の職場体験事業

- ① 葛飾区内の受け入れ事業所の確保を進めるためには、さらに区民にPRし、地域の協力を得て確保していくことが必要です。その際、学校への行政・地域の諸団体の応援が今以上に求められます。
- ② キャリア教育における小中高の連携についての研究を進めることが求められます。
- ③ 中学校におけるマナー等の指導を含めた事前事後指導の充実が求められます。

## (5) 放課後子ども事業

- ① サポーターの活性化を図るため、今後は団塊世代の退職者、現役の保護者、中高生など多様な世代が「わくわくチャレンジ広場」を支える仕組みづくりを検討していく必要があります。  
わくわくチャレンジ広場の活動が多様化しており、サポーターの力量を高めるための学習機会の充実と人材確保の観点から「かつしか区民大学」など、子どものためのボランティア養成事業等との一層の連携が求められます。
- ② 地域と学校とのパイプ役を果たしているPTAとの連携を深めるとともに、学校との協力関係を強化していくことが求められます。
- ③ メインルームの固定化が求められます。

## (6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

- ① 子どもたちの地域環境を安全なものにしていくために、PTA、学校、自治町会、青少年育成地区委員会等の地域団体、関係行政機関の連携・協働により「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が区内全域で継続的に取り組まれるようにしていくことが望まれます。
- ② 「地域安全マップ」の取組との目的の違いについて、学校や地域住民が共通の理解を持つことが重要であり、それを踏まえて「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が、地域の大人を結びつけ、大人のまなざしで地域の子どもの守り育てる活動として取り組まれることが求められます。

## おわりに

今期の協議テーマである、“「地域教育」の推進と学校との連携について”のテーマ設定理由に以下の文章があります。

葛飾区においては、家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な取組や実践が民間、行政ともに進められてきたが、「地域教育」の一層の推進のために、これらの成果を基盤としつつ、今後のあり方や具体的な推進方法について検討する。

私たち第7期社会教育委員が2年間にわたり、“「地域教育」の推進と学校との連携について”継続的に検討を重ね、優れた実践の報告を受けるなかで、改めて葛飾区の特徴として私たちが理解したものは、まさに「家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な実践が民間・行政ともに進められてきた」という事実でした。「地域の子どもたちの健やかな成長・発達のために」地道な努力を重ねられてきた、地域の方々や学校関係者、またそれを支えてきた行政の先駆的な施策などに触れ、心が揺さぶられることも度々でした。また、そのなかで、学校を核とした人と人との絆の深まりやネットワークの広がり、さらに活動や対話を通じての人々の成長がもたらされてきていることも知り、うれしく思いました。

本提言は、それらの実践や行政施策の現状と成果を「地域教育」という観点から整理し、「地域教育」のより一層の発展のための提言を行ったものと言えます。最後に、本文では触れられなかった点について、以下の3点をあげておきたいと思います。

第一に、「家庭教育」についてです。「家庭教育」については、会議の中で話題に上ることもしばしばありましたが、基本的には議論の対象外としました。しかし「保護者も地域の一員である」という視点は委員一同共有しており、その認識で、今回の議論や提言をおこないました。

第二に、今回は特に学校との関連の深い6つの地域教育施策に絞って協議をすすめました。そのため、子ども会や少年スポーツ団体などは、この提言に含めませんでした。しかし、広く考えれば、「地域教育」は学校との連携・協働がすべてではありません。学校との連携・協働で行うものと、その周辺で違う形で行うもののがあって、有機的なネットワークで双方の活動を学びあうことができれば、より一層充実したものとなるでしょう。

第三に、平成23年4月から実施される「葛飾教育の日」についてです。私た

ちの協議には間に合いませんでしたが、区内の小中学校では、原則として月に1回、「土曜日授業」が実施されることとなります。

地域への授業公開や地域の協力を得た授業などを通して、学校と家庭、地域の相互理解や連携を深める契機になり得るもので、学校・地域・関係者の皆様のご理解とご尽力を望むものです。

このように、今回触れることができなかった点も含めて、総合的に葛飾区の「地域教育」がより一層推進されていくことを期待いたします。

## 用語解説

### 葛飾区生涯学習振興ビジョン P.3

葛飾区基本計画の基調である「区民と創る元気なかつしか」を生涯学習の側面から実現しようとするもので、特に、教育委員会が実施する社会教育施策を中心に取りまとめ、平成20年11月に策定した。これまでの生涯学習の取組と実績、区民生活や社会状況の変化等を考慮し、特に重点的に取り組むべき施策を取り上げた。

ビジョンの期間としては、平成21年度から5年程度である。学校教育を中心に取りまとめた「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」と併せて、葛飾区における「教育振興基本計画」として位置づけた。

### コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) P.4

平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。この制度は、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするもの。

保護者や地域住民を委員とする「学校運営協議会」は、校長が作成する学校運営の基本的な方針の承認や学校運営全般について教育委員会・校長に意見を述べることなどができる。平成22年4月1日現在、全国で629校、都内で110校が指定されている。

### 学校選択制 P.4

通常、区市町村教育委員会は、就学予定者が就学すべき小・中学校を指定することになっている(学校教育法施行令第5条)。しかし、1997年に文部科学省が「通学区域制度の弾力的運用について」という通知を出したことから、学校選択制が広がった。

この学校選択制は、通学区域にかかわらず、子どもや保護者の学校選択の希望を取り入れようとする制度である。この選択制では、自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制など様々な形態が考えられる。

葛飾区では、「学校選択制度は、子どもたちの個性を伸ばせる学校を選択できる制度であり、保護者や子どもたちが、学校を選択する過程を通じ、学校や教育に対する関心を深め、学校・家庭・地域社会の連携のもと地域に開かれた学校づくりを推進する」ことを目的に、平成15年度から中学校で自由選択制を、平成16年度から小学校で隣接区域選択制を導入している。

### 学校支援地域本部事業 P.5

平成20年度より文部科学省において実施している。教育委員会、PTA、地元企業等の

支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをしている。具体的に、地域住民が積極的に学校支援活動（例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等）に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減が図られるだけでなく、地域住民と5児童生徒との異世代交流を通して、弱まった地域の絆を回復させ、地域の教育力を活性化させようとするもの。

#### 葛飾区教育振興ビジョン（第2次） P.5

平成18年11月に、平成15年に策定された葛飾区教育振興ビジョンを、この間の取組の成果や課題を踏まえて改定したもの。学校教育を中心としつつも、学校教育に関連する家庭教育や社会教育についても盛り込んでいる。重点的に取り組むべき教育施策について、5年程度を期間とした中期的な方向性、方針を示している。

#### キャリア教育 P.8

キャリア(経験)を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。学校教育におけるキャリア教育は従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義。しかし「進路指導」が上級学校への移行に偏重している現状から、意味を刷新するために「キャリア教育」という語が使用されるようになった。

キャリア教育という言葉が公文書で初めて使用されたのは、1999年の中央教育審議会答申で、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育(望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育)を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある」と述べられている。

平成18年に改正された教育基本法においても「教育の目標」の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が規定された。新学習指導要領では、職場体験活動を積極的に取り入れるなどキャリア教育の充実が述べられている。

#### 学習指導要領 P.8

文部科学省が告示する教育課程の基準で、学校が各教科で教える内容を定めたもの。

平成23年度から施行される新学習指導要領では、「ゆとり」か「詰め込み」かではなく「生きる力」をはぐくむ教育とし、基礎的な知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を強調している。小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施される。昭和50年代の改定以来、減り続けてきた授業時間はおよそ30年ぶりに増加し、小学校の授業時数は6年間で現行より278コマ増えて5645コマ、中学校は3年間で105コマ増え3045コマとなる。小学5、6年生に「外国語活動」の時間を創設、総合的な学習の時間の削減と主要科目の授業時間増加、削減された内容の復活などが行われた。

### 放課後子ども教室推進事業 P.9

文部科学省では、平成16年度から18年度まで緊急3ヵ年計画として、「地域子ども教室推進事業」を実施した。平成19年度から「地域子ども教室推進事業」を「放課後子ども教室推進事業」として国の支援の仕組みや内容を変更して実施している。

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。具体的に何を行うかは各地域で決める。事業の主な実施主体は市町村となっており、国は各地域での取組に対し補助をしている。葛飾区では「わくわくチャレンジ広場」の名称で実施している。

### かつしか区民大学 P.9

平成22年5月に本格開校した、学びと交流の楽しさを大切にしたい区民のあらたな学習の場。区内全域をキャンパスとし、特定の施設を拠点とせず、各地域にある公共施設を活用して講座を実施している。入学・卒業という制度はなく、希望の講座に申し込むことで、受講者となる。また、学習の励みとして、また継続して学ぶことができるように学習単位（受講履歴）の認定を行っている。

区民大学の講座は、3つの重点方針、(1)多様な学びによる自己表現 (2)地域に貢献できる人材育成 (3)区民の参画、協働による運営をもとにして、講座の3つの柱①『葛飾学』②『かつしかひとづくり・まちづくり・未来づくり』③『生きがい創造する地域・教養百科』をもとに企画している。

### 学校評価制度 P.13

学校の自主性・自律性が高まる中で、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すことが重要である。また、学校が説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが求められている。

このことから学校教育法が平成19年6月に改正され、第42条において、学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることが規定された。また第43条においては、学校の情報提供に関する規定が新たに設けられた。

平成20年1月に策定された文部科学省の「学校評価ガイドライン〔改定〕」では、学校評価が、①各学校の全教職員が行う自己評価 ②保護者や地域住民などが能動的・主体的に評価に参画する学校関係者評価 ③学校と直接関係を有しない専門家などによる客観的・専門的な視点から行う第三者評価の3つに整理されている。学校関係者評価については、自己評価の客観性・透明性を高めることともに、学校の状況に関する共通理解を深め、学校・家庭・地域の連携協力を促すことが目的として強調されている。

## 第7期社会教育委員の会議の協議テーマについて

## 協議テーマ

## 「地域教育」の推進と学校との連携について

## 理由

教育基本法第13条として新たに規定された「学校・家庭及び地域住民の相互の連携協力」は、従来の家庭教育・学校教育・社会教育という枠組みだけでは捉えきれない新たな領域及び概念を提示しており、東京都生涯学習審議会第2次答申において、「地域教育」という新たな概念が提示された。

葛飾区においては、家庭・学校・地域のそれぞれの領域において様々な取組や実践が民間、行政ともに進められてきたが、「地域教育」の一層の推進のために、これらの成果を基盤としつつ、今後のあり方や具体的な推進方策について検討する。

## 第7期社会教育委員名簿 (任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日)

氏名	現職等	選出区分	備考
沢崎 俊之	埼玉大学教育学部教授	学識経験者	議長 起草委員
大島 英樹	立正大学法学部准教授	学識経験者	副議長 起草委員
酒井 栄一	葛飾区体育協会副会長	社会教育関係者	副議長 起草委員
片岡 嘉治	葛飾区自治町会連合会代表 葛飾区青少年育成地区委員会代表	社会教育関係者	
田中 美津子	葛飾区青少年委員会副会長	社会教育関係者	平成22年4月1日から
後藤 正博	葛飾区立中学校 PTA 連合会代表	社会教育関係者	
安藤 希與子	葛飾区立南奥戸小学校校長	学校教育関係者	起草委員
千野 英雄	葛飾区立双葉中学校校長	学校教育関係者	起草委員 平成22年4月1日から
金山 昌代	葛飾区青少年委員会会長	社会教育関係者	平成22年3月31日まで
永林 基伸	葛飾区立堀切中学校校長	学校教育関係者	平成22年3月31日まで

### 『第7期社会教育委員の会議』協議経過

回	日 時	内 容
第1回 (全体会)	平成21年 5月25日(月)	○社会教育委員の委嘱 ○議長、副議長の決定 ○協議テーマについて ○社会教育関係団体への補助金交付について
正副 議長会	6月18日(木)	○「今後の協議の進め方」について協議
第2回 (全体会)	7月16日(木)	○「地域教育」について(懇談) 山崎教育長 ○「地域教育」論の経緯について 大島副議長 ○今後の協議の進め方について
第3回 (全体会)	9月15日(火)	○東京都生涯学習審議会答申について 説明 教育庁生涯学習課 梶野光信社会教育主事
正副 議長会	9月25日(金)	○「今後の協議の進め方」について協議
第4回 (全体会)	11月30日(月)	○学校と地域の連携について(ヒアリング) 報告 柴原小学校 塚越たい子校長 本田中学校 西城宏道校長
第5回 (全体会)	平成22年 1月26日(火)	◎「地域教育」の推進と学校との連携について 報告○わくわくチャレンジ広場の取組について 南 裕さん(柴原わくわくチャレ広場リー ダー) ○学校地域応援団の取組について 久留木紀子さん(金町小学校地域応援団コー ディネーター) ○学校地域応援団の取組について 浅岡しのぶさん(木根川小学校地域 応援団コーディネーター)
第6回 (全体会)	3月16日(火)	◎「地域教育」の推進と学校との連携について 報告○学校図書館ボランティア活動について 小林優季子さん(南綾瀬小学校学校図書 館ボランティア) ○子どもを犯罪から守るまちづくり活動について 上田美佐子さん (青少年育成お花茶屋地区委員会委員) ○ボランティアカードの取組について 芹沢光雄 さん(青少年育成新小岩北地区委員会会長)
正副 議長会	3月24日(水)	○スケジュールの検討 ○提言の構成 ○起草委員、執筆分担
正副 議長会	4月20日(火)	○提言の構成について
起草委員会 1	5月25日(火)	○提言のあらまし、論点などの整理
第7回 (全体会)	5月31日(月)	○社会教育関係団体への補助金交付について ○提言についての協議
起草委員会 2	6月17日(木)	○提言についての協議(「学校地域応援事業」と「放課後子ども事業」について)
起草委員会 3	6月30日(水)	○提言についての協議 (「提言書」への執筆フォーマット及び「学校評議員制度」・「中学校部活動指導者」について)
起草委員会 4	7月20日(火)	○提言についての協議 (「中学生の職場体験事業」・「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」について)
起草委員会 5	9月6日(月)	○提言についての協議 (「葛飾区の地域教育施策の現状」・「地域教育施策の成果と課題」について)
起草委員会 6	9月27日(月)	○提言についての協議 (「『地域教育』の推進と学校との連携について」中間報告(案)について)
第8回 (全体会)	10月26日(火)	○提言についての協議
起草委員会 7	12月7日(火)	○提言についての協議
第9回 (全体会)	平成23年 1月18日(火)	○提言についての協議
第10回 (全体会)	2月21日(月)	○提言の最終確認 ○提言の提出